

非居住者又は外国法人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について

非居住者又は外国法人に対して、国内において行う人的役務の提供の対価として、給与・報酬等の支払をする場合には、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」又は「非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書」を提出する必要があります。ただし、支払金額が年間50万円以下の場合には、提出の必要はありません。

また、非居住者であっても、マイナンバーの通知を受けている場合には、支払調書にマイナンバーを記載する必要があります。

なお、日本と自動的情報交換を行うことができる各国等（以下の表に記載された国等）に住所がある方の支払調書については、2枚提出してください。

自動的情報交換を行うことができる国・地域の一覧

令和5年7月1日現在

アイスランド	エストニア	シンガポール	トルクメニスタン	ペルー
アイルランド	オーストラリア	スイス	トルコ	ベルギー
アゼルバイジャン	オーストリア	スウェーデン	ニュージーランド	ポーランド
アメリカ合衆国	オマーン	スペイン	ノルウェー	ポルトガル
アラブ首長国連邦	オランダ	スリランカ	パキスタン	香港
アルメニア	カザフスタン	スロバキア	ハンガリー	マレーシア
イスラエル	カタール	スロベニア	バングラデシュ	南アフリカ共和国
イタリア	カナダ	セルビア	フィジー	メキシコ
インド	キルギス	タイ	フィリピン	モルドバ
インドネシア	クウェート	大韓民国	フィンランド	モロッコ
ウクライナ	クロアチア	タジキスタン	ブラジル	ラトビア
ウズベキスタン	コロンビア	チェコ	フランス	リトアニア
ウルグアイ	サウジアラビア	中華人民共和国(※)	ブルガリア	ルーマニア
英国	ザンビア	チリ	ブルネイ・ダルサラーム	ルクセンブルク
エクアドル	ジャマイカ	デンマーク	ベトナム	ロシア
エジプト	ジョージア	ドイツ	ベラルーシ	

※マカオを除く

給与所得の源泉徴収票情報の自動入力について

事業主の方が、令和6年1月以後にe-Tax（クラウド等による提出を含む。）で給与所得の源泉徴収票を提出することで、従業員の方が所得税の確定申告書を国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成する際に、マイナポータルと連携することにより、給与所得の源泉徴収票の情報（令和5年分以後の年分に限りま。）が確定申告書の該当項目に自動で入力されるようになります。

詳しくは、39ページと国税庁ホームページの特設ページを参照してください。

詳しくはコチラ

